

上板総第 2985 号

令和 6 年 2 月 6 日

板倉区地域協議会

会長 平井 達夫 様

上越市長 中川 幹太

(板倉区総合事務所)



廃校の利活用に関する意見書について (回答)

貴地域協議会におかれましては、廃校の利活用について、令和 4 年度から自主的に審議いただくとともに、6 地区連絡協議会との意見交換会や現地視察等の実施を経て、意見をまとめられましたことに敬意を表します。

令和 5 年 12 月 22 日付で提出のありました意見書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 貸付料や維持管理費が高額となることから、廃校の利活用に特化した市独自の支援策を講じること

(回答)

廃校や用途を廃止した市有財産を活用いただく場合は、法令及び条例に基づき貸付料を、また、利活用にあって必要となる光熱水費などの経費については、受益者負担の観点から実費をご負担いただいております。

このうち、貸付料については、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合に、条例の定めに基づき無償若しくは減額して貸し付けているところです。

なお、光熱水費などの経費については、廃校の利活用であることのみを理由に無償若しくは減額する予定はありませんが、活動内容が市の施策推進に寄与するものである場合は、必要に応じて、市や国・県の支援制度を活用し、活動内容に沿った支援を検討してまいりたいと考えています。

- 2 地域の拠り所や避難所として必要な廃校については、維持管理を継続すること

(回答)

廃校や用途を廃止した市有財産については、周囲に影響が無いよう、適切な管理に努めております。

なお、現状においては、維持管理されている施設を避難所として使用しており、廃



板倉区総合事務所
総務・地域振興グループ

止や譲渡をする場合は、改めて関係町内会との協議を行い、新たな指定避難場所の指定や既存の指定避難所への避難を検討することとしています。

また、地域の皆さんが地域活動を行うために財産を使用される際には、その内容をお聞きした上で可能な限り利用いただいているところではありますが、地域の皆さんの拠り所としての施設の維持管理は行っておりませんのでご理解願います。

3 廃校に残されている備品の利活用を進めること

(回答)

廃校における使用可能な備品等については、他の市立小・中学校に転用し、有効活用しておりますのでご理解願います。

4 利活用を進めるため、積極的な情報発信を行うこと

(回答)

他の用途を廃止した市有財産と同様に、廃校についても利活用を進めるため、積極的な情報発信を行ってまいります。

